

## 令和6年度 田村市子育て応援事業「にこたむ fes.」業務委託 仕様書

### 1 委託業務名 令和6年度 田村市子育て応援事業「にこたむ fes.」業務委託

### 2 事業の目的

本市では、出生率が減少傾向にあり、「少子化」という大きな課題に直面していることから、子どもを産み育てたくなる社会を実現するため「ベビーファースト宣言」を行い、「安心して住み、生み育てることができる」「健康で、こころ豊かな子どもを育てることができる」「子育てを地域で支えることができる」をアクションプランとして取組を進めている。

本事業では、アクションプランにおける取組内容の情報発信及び子育ての知恵や相談のきっかけとなるプログラムを提供し、子育てへの負担軽減や不安解消が図られ、「安心して子育てができるまち」であるというブランディング化により、市内外の人々に田村市の認知度を高めていくことを目的とする。

### 3 対象者

- (1) 田村市に在住する子育て中の父親、母親とその子ども（0歳～未就学児を想定）
- (2) 田村市の子育てに関心・興味のある田村市外で子育て中の父親、母親とその子ども（0歳～未就学児を想定）

### 4 委託内容

- (1) 市の子育て支援施策を市内外に周知させるため、子育て中の父親、母親とその子ども（0歳～未就学児を想定）を対象としたイベント事業の実施。
- (2) 市内外を対象としたメディア媒体を通して本委託事業の広告・宣伝を行い、市が子育て支援に積極的な自治体であることを周知させる。
- (3) イベント集客のため、チラシやポスターを下記のとおり作成し、以下のとおり市へ納品する。その他、イベント集客のある広報を行う。

仕様等			数量
チラシ	A4 縦、両面カラーコート紙	90 kg	1,000 枚
ポスター	B2 縦、片面カラーコート紙	135 kg	80 枚

### 5 規格・仕様

- (1) 規格：対象者らが体験・視聴できるイベント内容とする。
- (2) 仕様：開催日時：令和6年10月6日（日） 昼食時間を含む5時間以内  
開催場所：田村市総合体育館  
田村市船引町船引字遠表400番地

### 6 成果品の納入

- (1) 本委託事業の実績報告書…3部

- (2) (1) の電子データ… 1部
- (3) 本委託事業のポスター・チラシの電子データ… 1式

## 7 委託期間

契約日から令和6年11月15日(金)

※委託期間内に、本委託事業を実施、成果品を納入すること。

## 8 委託条件

### 【8-1 委託条件および全体について】

- (1) 次の条件をすべて満たす者のみ、受注資格を有するものとする。
  - (ア) 福島県内に本社を有していること。
  - (イ) 過去3年以内に市又は県内の自治体でイベント事業を実施したことがあること。
- (2) 受注者は、市と協議の上、事業工程表を市に提出すること。
- (3) 受注者は、市と協議の上、企画構成を作成し、それに基づいて事業を実施すること。
- (4) 受注者は、事業効果が達成されるようイベント参加者の確保に十分な対策を講じること。

### 【8-2 事業に取り入れるべき内容について】

- (1) 対象者が体験・視聴できるイベントとし、次項(2)～(5)の内容を取り入れること。
- (2) 子育て経験のあるゲストによるトークショー形式や又は親子向けで楽しめるワークショップなどのイベントを実施し、ベビーファースト宣言におけるアクションプラン内容についてPRすること。
  - (ア) ゲストは、著名な人物を選定すること。
  - (イ) トークショー及びイベント全体を進行する司会者を配ること。
- (3) 乳幼児を対象とした体験コーナーを実施し、親子で楽しめる内容とすること。
- (4) 田村市の農産品や観光資源をPRし交流人口の促進を図ること。
- (5) 田村市の子育て支援や移住定支援をPRし、定住人口の促進を図ること。

### 【8-3 事業の広報及び報告について】

- (1) 本事業の広報について、市内外を対象とし、マス媒体やインターネット媒体を通して実施すること。

なお、告知内容については市と協議の上、制作すること。
- (2) 受注者は、本事業に協賛等をする者を募り、事業の広報を行うものとする。
- (3) 本事業の実施状況を市内外に、マス媒体やインターネット媒体を通して広報すること。

なお、内容については受注者に一任とする。
- (4) 受注者は、業務終了後、直ちに委託業務完了届、実績報告書を作成し成果品一式を提出すること。

#### 【8-4 その他】

- (1) 受注者は業務全体を管理・統括する統括者を1人置き、市との連絡調整は原則としてこの統括者を通じて行うこと。
- (2) 委託者に対する受注者の対応が不誠実と認められる場合、または十分な成果が得られないと認められる場合には、委託期間の途中で契約を解除できるものとする。
- (3) 受注者がその作業工程において必要とする本市の行政に関する図書及び写真・映像等関係資料の貸与については、市と別途協議すること。
- (4) 受注者は、市の求めに応じ、業務の主要な区切りの時点において報告を行い、必要に応じ作業の進捗について打ち合わせを行うこととし、修正を必要とする場合は速やかに対応すること。
- (5) 受注者は事業の告知及び報告等の作業にあたっては、出演するゲストの権利を含む権利一切について必要な措置を講じること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び変更事由が発生した場合については、必要に応じて市と協議して定めることとする。